

第十次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画策定にかかる各種調査予定

●国の調査項目等に基づき、第十次計画の策定に向け、対象者別に各種必要な調査を実施していく。

	1.一般高齢者実態調査（案）	2.介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（案）	3.介護保険サービスアンケート（案）	4.在宅介護実態調査（案）
目的	高齢者の意識・ニーズを把握し事業計画に反映させ、高齢者保健福祉施策の一層の充実を図る。	厚生労働省が設定する調査項目に基づき実施 (前回の内容) 要介護状態になる前的高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定するため。	「第十次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画」の基礎資料として、介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上を図るため、介護保険居宅サービスの利用及び提供状況等を把握。	厚生労働省が設定する調査項目に基づき実施 (前回の内容) 在宅介護の実態を把握し、「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効なサービス利用のあり方やサービス基盤整備の方向性を検討する。
対象者	65歳以上の高齢者：3,000人 ①要支援・要介護認定者を除く。 ②性別、年齢、特定の地域に偏らないようそれぞれの割合を参考に抽出	65歳以上の高齢者：3,000人 ①要介護1～5認定者以外の高齢者 ②介護保険被保険者台帳情報を利用し、年齢、性別、一般高齢者、要支援者及び生活圏域の人口割合に応じて抽出 ③一般高齢者実態調査等の対象者を除く。	市内の65歳以上の高齢者：2,000人 ①要支援・要介護認定者 ②特定の介護度に偏らないよう要介護度の分布割合を参考に抽出	65歳以上の高齢者：600人 ①在宅で生活している要支援・要介護認定者と家族等の介護者 ②要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方から選定
前回回答者数	令和4年度：2,032人／3,000人（回答率：67.7%）	令和4年度：1,874人／3,000人（回答率：62.5%）	令和4年度：1,011人／2,000人（回収率：50.6%）	令和4年度：600人／606人（回収率：99.0%）
調査方法	質問用紙による郵送方式	質問用紙による郵送方式	質問用紙による郵送方式	認定調査員による聞き取り調査
調査期間（予定）	令和8年1月上旬から令和8年1月末まで	令和8年2月中旬から令和8年3月中旬まで	令和7年9月中旬から令和7年10月下旬まで	令和7年10月初旬から令和8年3月末まで
前回調査期間	令和5年1月12日から令和5年1月31日まで	令和5年2月17日から令和5年3月10日まで	令和4年9月2日から令和4年9月30日まで	令和4年10月3日から令和5年3月31日まで
調査内容	①健康管理について ②住居の状況について ③就業状況について ④生きがいについて ⑤地域活動への参加状況について 外 (令和4年度：34項目)	1. 運動器機能リスク高齢者の割合 2. 栄養改善リスク高齢者の割合 3. 咀嚼機能リスク高齢者の割合 4. 閉じこもりリスク高齢者の割合 5. 認知症リスク高齢者の割合 6. うつりリスク高齢者の割合 7. IADLが低い高齢者の割合 8. 転倒リスク高齢者の割合 9. 2016年度・2019年度調査結果との比較 10. 人生の最終段階における医療・介護の在り方について ※国の調査票に準拠	①介護保険制度全般に対する評価について ②要介護認定について ③サービスの満足度について ④サービス利用料について ⑤介護者の介護負担について ⑥認知症介護について 外 (前回設問数：最大56項目)	厚生労働省が設定する調査項目に基づき実施 (前回の内容) ①世帯類型 ②介護保険以外の支援・サービスの利用状況 ③施設等への入居・入所の希望 ④家族等の介護の有無 ⑤介護者の就労制約の可否に係る意識 ⑥家族等介護者が不安に感じている介護 ※国の調査票に準拠
前回調査結果	第九次計画（本編）P16から27まで参照	第九次計画（本編）P16から19まで参照	第九次計画（本編）P27参照	第九次計画（本編）P19からP21まで参照
今回調査の留意点等	地域交流センター等の利用料の見直しや今後のあり方に向けた質問を追加する。	第5期介護保険事業計画策定時から厚生労働省が調査票などを例示している。夏頃に通知があるが、前回調査と大きな変更はない予定。	現時点における介護保険制度の利用上の諸課題やそれを取り巻く社会問題などを整理し、調査項目として盛り込めるものがあるかどうかの検討が必要である。前回調査時は「個人票」「世帯票」と分けて調査を実施したが、回答者の負担軽減を考慮し、今回は1つの調査票で実施予定。	第7期介護保険事業計画策定時から厚生労働省が調査票などを例示している。人口規模の小さな自治体ではサンプルの確保が課題となっていることから、代わりに「在宅生活改善調査【新】」を実施することも可となる予定。

第十次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画策定にかかる各種調査予定

●国の調査項目等に基づき、第十次計画の策定に向け、対象者別に各種必要な調査を実施していく。

	5.介護人材実態調査（案）	6.居所変更実態調査（案）	7.在宅生活改善調査（案）	8.介護人材確保・定着アンケート（案）
目的	厚生労働省が設定する調査項目に基づき実施 (前回の内容) 介護人材の実態（性別・年齢別・資格の有無）から、介護人材確保に向けて必要な取組み等を把握	厚生労働省が設定する調査項目に基づき実施 (前回の内容) 過去1年間の新規入居・退去の流れや、退去の理由などを把握することで、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討	厚生労働省が設定する調査項目に基づき実施 (前回の内容) 「（自宅等にお住まいの方）現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討	郡山市の介護人材確保における課題等を把握するため、人材確保のための取り組みや苦慮していること等の実態を把握し、介護人材の確保に向けて必要な取組み等を検討
対象者	介護保険施設・事業所（居宅介護支援事業所・福祉用具・訪問看護・訪問リハを除く）、総合事業（通所型・訪問型）、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム	グループホーム、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、（地域密着型）特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム	居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護施設のケアマネージャー	郡山市内介護サービス事業所・施設
前回回答者数	令和4年度：199か所／443か所（回収率：82.8%）	令和4年度：120か所／145か所（回収率：82.8%）	令和4年度：89か所／106か所（回収率：84.0%）	令和4年度：270か所／561か所（回収率：48.1%）
調査方法	メールによる送付。回答はメール又はオンライン	メールによる送付。回答はメール又はオンライン	メールによる送付。回答はメール又はオンライン	メールによる送付。回答はメール又はオンライン
調査期間（予定）	令和7年11月初旬から令和7年12月中旬まで	令和7年11月初旬から令和7年12月中旬まで	令和8年1月初旬から令和8年2月中旬まで	令和8年1月初旬から令和8年2月中旬まで
前回調査期間	令和5年5月2日から令和5年6月5日まで	令和5年1月11日から令和5年2月17日まで	令和5年1月11日から令和5年2月17日まで	令和5年6月1日～令和5年6月30日
調査内容	厚生労働省が設定する調査項目に基づき実施 (前回の内容) ①サービス種別・介護職員総数・施設等開設時期 ②過去一年間の介護職員の採用者数・離職者数、その正規・非正規別・年齢別の人数 ③介護職員全員の資格の有無・雇用形態・性別・年代・過去1年間の勤務時間・勤続年数・直前の職場（サービス名・同一自治体所在か・同法人か） ④直近1週間の提供したサービスの時間数（身体介護、生活援助（買い物・調理配膳・その他）毎） ※国の調査票に準拠	厚生労働省が設定する調査項目に基づき実施 (前回の内容) ①施設概要 ②入所者の要支援・要介護度の状況 ③入所者の医療処置の状況 ④過去一年間の新規入所者人数及・入所前居場所別人数 ⑤過去一年間の退所者人数・要介護度別人数・退去先別人数 ⑥退去理由（上位3つ） ※国の調査票に準拠	厚生労働省が設定する調査項目に基づき実施 (前回の内容) ①事業所におけるケアマネ人数・利用者数 ②過去一年間の、「自宅等から、居場所を変更した利用者数（要介護度別）」 ③過去一年間の、「自宅等から、居場所を変更した利用者数（行先別）」 ※国の調査票に準拠	①介護人材等の充足の度合いについて ②介護人材等の確保で困っていることについて ③特に人材確保に苦慮している職種について（3つまで回答） ④特に退職者の多い職種（定着率の低い職種）について（3つまで回答）
前回調査結果	第九次計画（本編）P25参照	第九次計画（本編）P22からP24まで参照	第九次計画（本編）P21参照	第九次計画（本編）P26参照
今回調査の留意点	国が第8期計画から新しく示した調査。国から、今年度夏頃に方法・内容を示すが、回答負担の軽減や誤回答を減らすことを目的とした設問の一部変更がある予定。	国が第8期計画から新しく示した調査。国から、今年度夏頃に方法・内容を示すが、回答負担の軽減や誤回答を減らすことを目的とした設問の一部変更がある予定。	国が第8期計画から新しく示した調査。今年度夏頃に方法・内容を示す予定。従来の「在宅生活改善調査」と「在宅生活改善調査【新】」のいずれかを選択して実施することが可となる予定。	本市の独自調査。郡山市内の介護サービス提供事業所に対し、人材確保のための取組みや苦慮している事等についてアンケート調査を行い、郡山市の介護人材確保における課題等を把握する。